

1 合併の方式

観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、観音寺市とする。

4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町一丁目1番1号（現在の観音寺市役所）とする。
- 2 現在の豊原町、豊浜町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。
- 3 庁舎の方式については、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。
- 4 新庁舎については、将来建替えの時に協議する。

5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 財産区有財産については、財産区有財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。